

調査計画

1 調査の名称

法人企業統計調査

2 調査の目的

本調査は、法人企業統計を作成するために行なう調査であり、わが国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的とする。

法人企業統計調査には、年度ごとに法人の確定決算の計数を調査する年次別法人企業統計調査（以下、「年次別調査」という。）及び四半期ごとに法人の仮決算の計数を調査する四半期別法人企業統計調査（以下、「四半期別調査」という。）がある。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（■全国 □その他）

(2) 属性的範囲（□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社とする。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

① 金融業、保険業以外の業種

資本金階層	選定方法	報告を求める者の数		母集団数（年次別、四半期別共通）
		年次別調査	四半期別調査	
1千万円未満	無作為抽出	約4千社	(調査しない)	約2,213千社
1千万円以上2千万円未満	無作為抽出	約4千社	約4千社	約594千社
2千万円以上5千万円未満	無作為抽出	約4千社	約4千社	約194千社
5千万円以上1億円未満	無作為抽出	約2千社	約2千社	約65千社
1億円以上5億円未満	無作為抽出	約10千社		約27千社
5億円以上10億円未満	全数	約1.4千社		約1.4千社

資本金階層	選定方法	報告を求める者の数		母集団数（年次別、四半期別共通）
		年次別調査	四半期別調査	
10億円以上	全数	約4.8千社		約4.8千社

※ 資本金1億円以上の階層は、年次別調査、四半期別調査で同じ法人を標本とする。

※ 全数調査の報告者数及び母集団数は、令和7年度標本抽出時点の数である。

② 金融業、保険業

資本金階層	選定方法	報告を求める者の数		母集団数（年次別、四半期別共通）
		年次別調査	四半期別調査	
1千万円未満	無作為抽出	約3千社	(調査しない)	約6.4千社
1千万円以上1億円未満	無作為抽出	約4千社		約9千社
1億円以上10億円未満	全数	約1.7千社		約1.7千社
10億円以上	全数	約0.9千社		約0.9千社

※ 年次別調査、四半期別調査で同じ法人を標本とする。

※ 全数調査の報告者数及び母集団数は、令和7年度標本抽出時点の数である。

(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出(■全数階層あり) □有意抽出)

法人企業統計調査による法人名簿、その他財務省の資料を母集団情報とし、3(2)の属性的範囲の法人について、資本金・業種の区分による層別抽出を行なう（資本金階層は4(1)①及び②の表のとおり、業種名、標本抽出方法は別添1及び別添2のとおり）。

(3) 報告義務者

調査対象法人を代表する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 年次別調査

(イ) 法人の名称及び法人に関する一般的な事項

(ロ) 業種別売上高（銀行業、生命保険業及び損害保険業については経常収益、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、その他の金融商品取引業、商品先物取引業及びその他の保険業については業種別営業収益、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）については営業収益とする。以下同じ。）

- (ハ) 資産、負債及び純資産に関する事項
- (二) 損益に関する事項
- (ホ) 剰余金の配当に関する事項
- (ヘ) 減価償却費に関する事項
- (ト) 費用に関する事項
- (チ) 役員、従業員に関する事項
- (リ) 店舗数（銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、生命保険業、損害保険業及びその他の保険業（以下「金融業、保険業」という。）に限る。）

[集計しない事項の有無] 無 有

法人の名称及び法人に関する一般的な事項については、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるとともに、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

業種別売上高については、調査票の審査の際に用いるものであり、集計は行わない。

② 四半期別調査

- (イ) 法人の名称及び法人に関する一般的な事項
- (ロ) 業種別売上高
- (ハ) 資産、負債及び純資産に関する事項
- (二) 固定資産の増減に関する事項
- (ホ) 投資その他の資産の内訳に関する事項（銀行業、生命保険業及び損害保険業を除く。）
- (ヘ) 最近決算期における減価償却費
- (ト) 損益に関する事項
- (チ) 人件費に関する事項

[集計しない事項の有無] 無 有

法人の名称及び法人に関する一般的な事項については、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるとともに、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

業種別売上高及び最近決算期における減価償却費については、調査票の審査の際に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

① 年次別調査

毎年4月から翌年3月までの1年間について、上期（4月から9月まで）及び下期（10月から翌年3月まで）に区分し、各期中に決算期の到来した法人について、当該決算の計数を調査する。

② 四半期別調査

毎年4月から翌年3月までの1年間について、第1四半期（4月から6月まで）、第2四半期（7月から9月まで）、第3四半期（10月から12月まで）及び第4四半期（翌年1月から3月まで）に区分し、各四半期末の仮決算の計数を調査する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布：

〔郵送〕財務省－報告者

※ 報告者からの調査票再送依頼に対応するため、財務（支）局、財務事務所、出張所及び沖縄総合事務局から調査票を配布することがある。

〔電子メール〕財務省・財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局－報告者

取集：

〔郵送〕報告者－財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局－財務省

〔オンライン〕報告者－財務省

〔電子メール〕報告者－財務省・財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール）

□調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

財務省から、報告者に対して郵送により調査票を配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し、郵送により財務（支）局、財務事務所、出張所又は沖縄総合事務局に調査票を提出するか、政府統計共同利用システムを利用して財務省に回答する。

報告者からの要望があれば、財務省、財務（支）局、財務事務所、出張所及び沖縄総合事務局は、調査票の様式を電磁的記録媒体にしたもの（電子メール）により送付し、報告者は、当該様式に入力し、電子メールにより提出することができる。

なお、民間事業者は、報告者に対して電話による調査票提出依頼を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

① 年次別調査

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

② 四半期別調査

1回限り 每月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、以下の表のとおり。

なお、提出期限が土休日に当たる場合には、その直後の営業日を提出期限とする。

区分	調査票の提出期限
年次別調査	
上期調査	毎年 1月 10日
下期調査	毎年 7月 10日
四半期別調査	
第1四半期調査	毎年 8月 10日
第2四半期調査	毎年 11月 10日
第3四半期調査	毎年 2月 10日
第4四半期調査	毎年 5月 10日

8 集計事項（詳細は、別添3「法人企業統計調査集計事項一覧」を参照）

① 年次別調査

(イ) 業種別、規模別法人数

(ロ) 業種別、規模別資産・負債・純資産並びに役員・従業員数

(ハ) 業種別、規模別損益・剰余金の配当・減価償却費及び付加価値

(二) 業種別、規模別店舗数（金融業、保険業に限る。）

(ホ) 業種別財務営業比率

(ヘ) 業種別、資産・負債及び純資産（期首）

② 四半期別調査

(イ) 業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益

(ロ) 業種別、規模別固定資産増減

(ハ) 業種別財務営業比率

(ニ) 当期調査結果による前期末の業種別、規模別資産・負債及び純資産

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

① 年次別調査

当該調査対象とする下期の最終日の翌日から7カ月以内に公表する。

② 四半期別調査

当該調査対象とする四半期の最終日の翌日から3カ月以内に公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計項目の表章の際に、日本標準産業分類に準拠して作成した法人企業統計調査の業種分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：3年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

(2) 保存責任者

財務総合政策研究所調査統計部長

12 立入検査等の対象とができる事項

「5（1）の報告を求める事項」に掲げる事項

標 本 抽 出 方 法 (金融業、保険業以外の業種)

1 母集団の範囲

法人企業統計調査による法人名簿その他財務省の資料による全国の金融業、保険業を除く営利法人（合名会社、合資会社、合同会社、株式会社）とする。

ただし、四半期別調査については、資本金1千万円未満の法人を除く。

2 母集団の分類

1により把握した母集団を資本金階層別、業種別に層化する。

(1) 資本金階層別分類

母集団の法人を、資本金により次の階層に層化する。

- (イ) 1千万円未満
- (ロ) 1千万円以上2千万円未満
- (ハ) 2千万円以上5千万円未満
- (ニ) 5千万円以上1億円未満
- (ホ) 1億円以上5億円未満
- (ヘ) 5億円以上10億円未満
- (ト) 10億円以上

(2) 業種別分類

資本金により層化した法人を、次表に定める業種別に分類する。

業種名	業種名
農業、林業	電気業
漁業	ガス・熱供給・水道業
鉱業、採石業、砂利採取業	情報通信業
建設業	陸運業
食料品製造業	水運業
繊維工業	その他の運輸業
木材・木製品製造業	卸売業
パルプ・紙・紙加工品製造業	小売業
印刷・同関連業	不動産業
化学工業	リース業
石油製品・石炭製品製造業	その他の物品賃貸業
窯業・土石製品製造業	宿泊業
鉄鋼業	飲食サービス業
非鉄金属製造業	生活関連サービス業
金属製品製造業	娯楽業
はん用機械器具製造業	広告業
生産用機械器具製造業	純粋持株会社
業務用機械器具製造業	その他の学術研究、専門・技術サービス業
電気機械器具製造業	職業紹介・労働者派遣業
情報通信機械器具製造業	医療、福祉業
自動車・同附属品製造業	教育、学習支援業
その他の輸送用機械器具製造業	その他のサービス業
その他の製造業	

(注) この分類は、日本標準産業分類に基づく大分類を原則とし、一部の業種については中分

類、小分類又は集約増設した中分類、小分類による。

3 標本の抽出

業種別、資本金階層別に層化した母集団法人から、次に示す方法により標本法人を抽出し、これを報告対象法人とする。

- (1) 標本法人数の資本金階層別の内訳は、調査計画4（1）①の表のとおりである。
- (2) 資本金5億円未満の各階層は等確率系統抽出とする。資本金5億円以上の法人は全数抽出する。

ただし、各階層内の標本数は一定数以上の標本を確保することとする。

なお、資本金1億円未満のうち母集団数の多い階層については、過度な標本割当を抑制するため、地域により抽出間隔を変更する。

また、目標精度及び目標回収率は設定しておらず、結果精度については、調査結果の品質が劣化していないか常時把握している。

4 標本の抽出時期と使用期間

標本の抽出は毎年度当初に行い、2分の1ずつ標本の入れ替えを行うこととし、一度抽出した法人を2年間継続して調査を実施する（全数抽出部分及び標本数が一定数に満たない階層を除く。）。

5 母集団推計を行う場合の推計方法

推計値は、資本金別に層化し、業種別に分類したセルごとに、次の方法で算出する。

- (1) 等確率系統抽出の場合

推計値 = 集計値 ÷ 集計法人数 × 母集団法人数

- (2) 全数抽出の場合

推計値 = 集計値（未回収法人がある場合については、欠測値の補完を行う。）

標 本 抽 出 方 法 (金融業、保険業)

1 母集団の範囲

法人企業統計調査による法人名簿その他財務省の資料による全国の金融業、保険業を営む法人(合名会社、合資会社、合同会社、株式会社、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社)とする。

ただし、四半期別調査については、資本金1千万円未満の法人を除く。

2 母集団の分類

1により把握した母集団を資本金階層別、業種別に層化する。

(1) 資本金階層別分類

母集団の法人を、資本金により次の階層に層化する。

- (イ) 1千万円未満
- (ロ) 1千万円以上1億円未満
- (ハ) 1億円以上10億円未満
- (ニ) 10億円以上

(2) 業種別分類

資本金により層化した法人を、次表に定める業種別に分類する。

業 種 名
銀行業
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
質屋 消費者向け貸金業 事業者向け貸金業 クレジットカード業、割賦金融業 その他の貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）
その他の金融商品取引業、商品先物取引業
生命保険業
損害保険業
その他の保険業

(注) この分類は、日本標準産業分類に基づく中分類を原則とし、一部の業種については集約増設した中分類による。

3 標本の抽出

業種別、資本金階層別に層化した母集団法人から、次に示す方法により標本法人を抽出し、これを報告対象法人とする。

- (1) 標本法人数の資本金階層別の内訳は、調査計画4（1）②の表のとおりである。
- (2) 資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出とする。資本金1億円以上の法人は全数抽出とする。

ただし、各階層内の標本数は一定数以上の標本を確保することとする。

また、目標精度及び目標回収率は設定しておらず、結果精度については、調査結果の品質が劣化していないか常時把握している。

4 標本の抽出時期と使用期間

標本の抽出は毎年度当初に行い、2分の1ずつ標本の入れ替えを行うこととし、一度抽出した法人を2年間継続して調査を実施する（全数抽出部分及び標本数が一定数に満たない階層を除く。）。

5 母集団推計を行う場合の推計方法

推計値は、資本金別に層化し、業種別に分類したセルごとに、次の方法で算出する。

- (1) 等確率系統抽出の場合

$$\text{推計値} = \text{集計値} \div \text{集計法人数} \times \text{母集団法人数}$$

- (2) 全数抽出の場合

推計値 = 集計値（未回収法人がある場合については、欠測値の補完を行う。）

法人企業統計調査集計事項一覧

I. 『年次別調査』集計事項一覧

- (1) 業種別、規模別法人数
- (2) 業種別、規模別資産・負債・純資産並びに役員・従業員数
- (3) 業種別、規模別損益・剩余金の配当・減価償却費及び付加価値
- (4) 業種別、規模別店舗数（金融業、保険業に限る。）
- (5) 業種別財務営業比率
- (6) 業種別、資産・負債及び純資産（期首）

注1. 業種別（金融業、保険業以外の業種：45業種58区分、金融業、保険業：7業種10区分）

注2. 規模別（金融業、保険業以外の業種：7区分、金融業、保険業：5区分）

注3. 資産・負債及び純資産項目

注4. 損益及び剩余金の配当項目

注5. 付加価値項目

注6. 財務営業比率

II. 『四半期別調査』集計事項一覧

- (1) 業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益
- (2) 業種別、規模別固定資産増減
- (3) 業種別財務営業比率
- (4) 当期調査結果による前期末の業種別、規模別資産・負債及び純資産

注1. 業種別（金融業、保険業以外の業種：45業種58区分、金融業、保険業：7業種10区分）

注2. 規模別（金融業、保険業以外の業種：6区分、金融業、保険業：4区分）

注3. 資産・負債・純資産及び損益項目

注4. 固定資産増減の固定資産項目

注5. 財務営業比率

年次別調査

(注1) 業種別

1. 金融業、保険業以外の業種

業種名	業種名
全産業	全産業
製造業	非製造業
食料品製造業	運輸業、郵便業
織維工業	陸運業
木材・木製品製造業	水運業
パルプ・紙・紙加工品製造業	その他の運輸業
印刷・同関連業	卸売業、小売業
化学工業	卸売業
石油製品・石炭製品製造業	小売業
窯業・土石製品製造業	不動産業、物品賃貸業
鉄鋼業	不動産業
非鉄金属製造業	物品賃貸業
金属製品製造業	リース業
はん用機械器具製造業	その他の物品賃貸業
生産用機械器具製造業	サービス業
業務用機械器具製造業	宿泊業、飲食サービス業
電気機械器具製造業	宿泊業
情報通信機械器具製造業	飲食サービス業
輸送用機械器具製造業	生活関連サービス業、娯楽業
自動車・同附属品製造業	生活関連サービス業
その他の輸送用機械器具製造業	娯楽業
その他の製造業	学術研究、専門・技術サービス業
非製造業	広告業
農林水産業	純粹持株会社
農業、林業	その他の学術研究、専門・技術サービス業
漁業	教育、学習支援業
鉱業、採石業、砂利採取業	医療、福祉業
建設業	職業紹介・労働者派遣業
電気業	その他のサービス業
ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	

2. 金融業、保険業

業種名
金融業、保険業を含む全産業
金融業、保険業
銀行業
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）
その他の金融商品取引業、商品先物取引業
保険業（その他の保険業を除く）
生命保険業
損害保険業
その他の保険業

(注2) 規模別

1. 金融業、保険業以外の業種

1000万円未満、1000万円以上2000万円未満、2000万円以上5000万円未満、5000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

2. 金融業、保険業

1000万円未満、1000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

(注3) 資産・負債及び純資産項目

1. 金融業、保険業以外の業種

流動資産（現金・預金、受取手形、売掛金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、棚卸資産（製品又は商品、仕掛品、原材料・貯蔵品）、その他）、固定資産（有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、投資その他の資産（投資有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、その他））、繰延資産、資産合計、負債、流動負債（支払手形、買掛金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、

固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、受取手形割引残高、関係会社売掛金、関係会社買掛金

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業

有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）

3. 銀行業

現金預け金等、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸出金、外国為替、その他資産、有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、預金等、コールマネー、売現先勘定等、特定取引負債、借用金、外国為替、社債、信託勘定借、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計

4. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

流動資産（現金・預金、営業貸付金、割賦売掛金、支払承諾見返・信用保証割賦売掛金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、製品又は商品、その他）、固定資産（有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、投資その他の資産（投資有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、その他）、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（支払承諾・信用保証買掛金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金）、資本積立金、資本準備金）、その他純資産額）

備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計

5. 金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）

流動資産（現金・預金、預託金、トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引資産、有価証券担保貸付金、立替金、短期差入保証金、短期貸付金、その他流動資産）、固定資産（有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、投資その他の資産（投資有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、その他）、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引負債、有価証券担保借入金、預り金、受入保証金、短期借入金、引当金、その他流動負債）、固定負債（社債、長期借入金、引当金、その他固定負債）、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計

6. 保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業

現金及び預貯金、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、その他資産、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、保険契約準備金、社債、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産（株主資本（資本金・基金、資本剰余金（資本準備金、再評価積立金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金・損失てん補準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計

7. その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業

流動資産（現金・預金、受取手形、未収金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、棚卸資産（製品又は商品、その他）、短期貸付金、その他）、固定資産（有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、投資その他の資産（投資有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、その他）、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（支払手形、未払金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入

金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計

(注4) 損益及び剰余金の配当項目

1. 金融業、保険業以外の業種

売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業

経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

3. 銀行業

経常収益（資金運用収益、信託報酬、役務取引等収益、特定取引収益、その他業務収益、その他経常収益）、経常費用（資金調達費用、役務取引等費用、特定取引費用、その他業務費用、営業経費、その他経常費用）、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

4. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

営業収益、営業費用（金融費用、その他の営業費用）、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

5. 金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）

営業収益、金融費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

6. 保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業

経常収益（保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益）、経常費用（保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用）、経常利益、特

別利益、特別損失、税引前当期純利益・剩余、法人税、住民税、法人税等調整額、当期純利益・剩余、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

7. その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業

営業収益、営業費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

(注5) 付加価値項目

1. 金融業、保険業以外の業種

付加価値額（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費、支払利息等、動産・不動産賃借料、租税公課、営業純益）

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業

役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費、動産・不動産賃借料、租税公課

3. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業、その他の保険業

役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費、支払利息等、動産・不動産賃借料、租税公課

(注6) 財務営業比率

1. 金融業、保険業以外の業種

当座比率、流動比率、固定比率、自己資本比率、総資本営業利益率、総資本経常利益率、自己資本経常利益率、売上高営業利益率、売上高経常利益率、総資本回転率、有形固定資産回転率、棚卸資産回転期間、売上債権回転期間、買入債務回転期間、信用供与率、手元流動性、借入金利子率、減価償却率、配当率、配当性向、内部留保率、付加価値率、従業員一人当たり付加価値額、労働装備率、設備投資効率

2. 金融業、保険業

流動比率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業を除く）、固定比率（金融業、保険業を含

む全産業、金融業、保険業、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業を除く）、自己資本比率、総資本経常利益率、自己資本経常利益率、減価償却率、配当率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業を除く）、配当性向（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業を除く）、内部留保率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業を除く）、労働裝備率

四半期別調査

(注1) 業種別

1. 金融業、保険業以外の業種

業種名	業種名
全産業	全産業
製造業	非製造業
食料品製造業	運輸業、郵便業
繊維工業	陸運業
木材・木製品製造業	水運業
パルプ・紙・紙加工品製造業	その他の運輸業
印刷・同関連業	卸売業、小売業
化学工業	卸売業
石油製品・石炭製品製造業	小売業
窯業・土石製品製造業	不動産業、物品賃貸業
鉄鋼業	不動産業
非鉄金属製造業	物品賃貸業
金属製品製造業	リース業
はん用機械器具製造業	その他の物品賃貸業
生産用機械器具製造業	サービス業
業務用機械器具製造業	宿泊業、飲食サービス業
電気機械器具製造業	宿泊業
情報通信機械器具製造業	飲食サービス業
輸送用機械器具製造業	生活関連サービス業、娯楽業
自動車・同附属品製造業	生活関連サービス業
他の輸送用機械器具製造業	娯楽業
他の製造業	学術研究、専門・技術サービス業
非製造業	広告業
農林水産業	純粹持株会社
農業、林業	その他の学術研究、専門・技術サービス業
漁業	教育、学習支援業

鉱業、採石業、砂利採取業	医療、福祉業
建設業	職業紹介・労働者派遣業
電気業	その他のサービス業
ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	

2. 金融業、保険業

業種名
金融業、保険業を含む全産業
金融業、保険業
銀行業
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）
その他の金融商品取引業、商品先物取引業
保険業（その他の保険業を除く）
生命保険業
損害保険業
その他の保険業

(注2) 規模別

1. 金融業、保険業以外の業種

1000万円以上2000万円未満、2000万円以上5000万円未満、5000万円以上1億円未満、
1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

2. 金融業、保険業

1000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

(注3) 資産・負債・純資産及び損益項目

1. 金融業、保険業以外の業種

流動資産（現金・預金、受取手形・売掛金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、棚卸資産（製品又は商品、仕掛品、原材料・貯蔵品）、その他）、固定資産、繰延資産、資産合計、負債、流動負債（支払手形・買掛金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、受取手形割引残高、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、受取利息等、その他の営業外収益、支払利息等、その他の営業外費用、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業

固定資産、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

3. 銀行業

現金預け金等、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸出金、外国為替、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、預金等、コールマネー、売現先勘定等、特定取引負債、借用金、外国為替、社債、信託勘定借、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、経常収益（資金運用収益、信託報酬、役務取引等収益、特定取引収益、その他業務収益、その他経常収益）、経常費用（資金調達費用、役務取引等費用、特定取引費用、その他業務費用、営業経費、その他経常費用）、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

4. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

流動資産（現金・預金、営業貸付金、割賦売掛金、支払承諾見返・信用保証割賦売掛金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、製品又は商品等、その他）、固定資産、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（支払承諾・信用保証買掛金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、

特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、営業収益、営業費用（支払利息等、その他の金融費用、金融費用計、その他の営業費用）、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

5. 金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）

現金・預金、預託金、トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引資産、有価証券担保貸付金、立替金、短期差入保証金、短期貸付金、その他流動資産、固定資産、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引負債、有価証券担保借入金、預り金、受入保証金、短期借入金、流動負債引当金、その他流動負債、社債、長期借入金、固定負債引当金、その他固定負債、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、営業収益、金融費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

6. 保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業

現金及び預貯金、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、有形固定資産、無形固定資産、その他資産、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、保険契約準備金、社債、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産（株主資本（資本金・基金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、経常収益（保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益）、経常費用（保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用）、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

7. その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業

流動資産（現金・預金、受取手形・未収金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、棚卸資産（製品又は商品、その他）、短期貸付金、その他）、固定資産、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（支払手形・未払金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、

長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、受取手形割引残高、営業収益、営業費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用（支払利息等、その他の営業外費用）、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

(注4) 固定資産増減の固定資産項目

土地、その他の有形固定資産、建設仮勘定、無形固定資産、投資その他の資産（株式、公社債、その他の有価証券、投資不動産、長期貸付金、その他の投資））

ただし、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業は投資その他の資産を除く。

(注5) 財務営業比率

1. 金融業、保険業以外の業種

売上高営業利益率、売上高原価率、人件費比率、借入金利子率、総資本営業利益率、総資本回転率（回）、棚卸資産回転率（回）、自己資本比率、流動比率、手元流動性、売上債権回転期間（月）、買入債務回転期間（月）

2. 金融業、保険業

総資本経常利益率、自己資本比率、流動比率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業を除く）